

業務指示書

スリランカ国物流セクターに係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流セクターにおける類似業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合物流計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合物流計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾計画／港湾運営】

- 1) 類似業務の経験：港湾計画/運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流制度／物流拠点計画】

- 1) 類似業務の経験：物流制度／物流拠点計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

国内物流量の把握に係る調査(再委託しない場合は、同調査にかかる積上計上直接経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.7132 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合物流計画
港湾計画／港湾運営
物流制度／物流拠点計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.94 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月7日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国物流セクターに係る情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/総合物流計画 | (30.00) | (12.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | 5.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (12.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 5.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (6.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 6.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 港湾計画/港湾運営 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 物流制度/物流拠点計画 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

スリランカは、アジアと中東を結ぶ海上交通の要衝に位置し、インド等南アジア諸国への近接性という地理的優位性を利用し、南アジア地域の経済、貿易、物流のハブとなることを目指している。

スリランカ最大の港であるコロンボ港は我が国を含むドナーからの支援によりインフラが整備されてきた。15m以上の水深等の利点を生かし、大型コンテナ船から小型のフィーダー船に積み替えられるインド向け貨物の輸送需要を取り込むことに等により、近年コンテナ取扱量は順調な増加を遂げ、2014年491万TEU（世界第30位）、2015年520万TEUと南アジア地域で最大となっている。

一方、各国の物流における競争力を示した世銀のLPI（Logistics Performance Index）（2014年）においては、スリランカは全160か国中、89位。税関、インフラ、物流サービスの質について低評価を受け、インド（54位）、パキスタン（72位）、カンボジア（83位）より下位にあり、物流の国際競争力の向上が大きな課題となっている。

スリランカ政府は2016年、コロンボ都市圏を中心とする西部州のインフラ整備計画を示した「西部メガポリス計画」を発表した。同計画は2030年を目標とし、運輸、エネルギー、上下水、商業地区の整備等多岐にわたるインフラ開発計画を示したものである。同計画にはコロンボ港の中長期的開発計画、並びにコロンボ港とバンドラナイケ国際空港を結ぶ地域における物流ハブ・物流回廊の開発計画が含まれており、この計画を通じ2030年までにコロンボ港を世界10位の取扱量港とし、国全体としてLPIを20位以内に引き上げるとしている。

具体的には、コロンボ港の中長期開発計画では、現在開発が進行している南港ターミナルに加え、新たにコンテナバースやフィーダーバースを備えた北港を整備する計画が検討されている。また、物流ハブ計画では、港湾、道路、空港、鉄道等の交通モード間で円滑な輸送を可能とする複合一貫輸送（マルチモーダル輸送）を実現すべく、倉庫、コンテナデポ、冷蔵施設、インターモーダルターミナル等を擁する物流センター、梱包・ラベリング等の関連産業、物流産業を支えるユーティリティ（水道、金融、医療施設等）を備えた総合的な物流拠点の開発が構想されている。

2016年5月、シリセーナ大統領と安倍総理との間で行われた首脳会談において日本・スリランカ間の協力について意見交換を行い、その中で、安倍総理はコロンボ北港及び周辺地域のハブ開発、物流等のニーズについて調査を行うことを表明した。

本調査は、上記の背景を踏まえ、物流や港湾開発に対するスリランカ政府の取り組みの現状及び課題、既存の調査、他ドナー支援動向などの情報を中心に物流セクターにおける現状整理及び課題抽出を行い、物流ハブ開発計画やコロンボ北港開発をはじめとする物流セクター開発の計画や開発の方向性について検証し、その改善策を示した上で、今後のJICAの支援内容を検討するための情報収集を行うことを目的として実施するものである。

2. 調査の目的

本調査は、スリランカの物流セクターの現状や国内主要港の役割等を踏まえ、物流セクターの諸課題を整理し、西部メガポリス計画において検討されている物流セクター開発に関する計画、コロンボ港開発の妥当性等について検証し、今後 JICA が行う支援内容の検討に資する情報収集を行うことを目的とする。

3. 調査対象地域

スリランカ西部州（コロンボ港、バンダラナイケ国際空港等）、国内主要港湾、主要物流拠点等。必要に応じて、環インド洋圏（南アジア地域内）等、スリランカ国外のデータを参照。

4. 関係機関

メガポリス西部開発省(Ministry of Megapolis & Western Development)、港湾・海運省 (Ministry of Ports and Shipping)、及びその管轄下にあるスリランカ港湾公社 (Sri Lanka Port Authority、SLPA) を主な関係機関とし、調査項目に応じてその他以下のような関係機関などに対して意見聴取等を行う。

- 開発戦略・国際貿易省 (Ministry of Development Strategies and International Trade)
- 交通・航空省 (Minister of Transport and Civil Aviation)
- 税関 (Sri Lanka Custom)
- スリランカ空港公社 (Airport & Aviation Services Limited、AASL)
- 道路開発庁 (Road Development Authority、RDA)
- 投資庁 (Board of Investment、BOI)
- 輸出促進庁 (Export Development Board、EBD)
- スリランカ国鉄 (Sri Lanka Railways)
- 国家政策省 対外資源局 (Department of External Resources) ・ 国家計画局 (Department of National Planning)
- スリランカ商工会議所 (The National Chamber of Commerce of Sri Lanka)
- スリランカ産業組合 (Industrial Association of Sri Lanka)

5. 調査の範囲

本調査はスリランカの物流セクターについての現状把握のために実施されるものであり、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有

本調査の実施にあたっては、メガポリス西部開発省、SLPA 等の関係機関と調査方針 (インセプションレポート) 及び中間進捗 (インテリムレポート)、最終報告書 (案) (ドラフトファイナルレポート) を基に、緊密に情報交換を行う。また、現地調査期間中は、JICA スリランカ事務所と十分な意見交換・調整を行う。

(2) JICAの関連事業・既存調査を踏まえた調査計画

本調査に関連して、JICA がこれまで実施した協力、特に以下の調査を踏まえ、その成果を本調査に活用する。本調査においては、将来貨物量推計、課題分析、提案等、可能な限り既存の調査結果を活用し、スリランカを取り巻く最新の状況を踏まえて検証を行う。

(ア)「スリランカ国 スリランカを中心とした国際物流に係る情報収集・確認調査」(2012年)

(イ)「南アジア地域クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査」(2016年)

(3) ADBスリランカ港湾マスタープラン技術支援(T/A)との連携

アジア開発銀行(ADB)は、日本政府が拠出する日本貧困削減基金を活用して、2016年後半より技術支援(T/A)にて全国港湾マスタープラン(National Port Master Plan)策定及び港湾アクセス高架道路(Port Access Elevated Highway)設計等レビューに係る支援を実施する予定である。同T/Aは、全国の港湾開発に関する政策、コロンボ港等個別港湾に関する計画、SLPAの役割等、本調査における調査項目とも密接な関係にある項目を含むことから、ADBと緊密に意見交換を行い、同T/Aの検討状況について把握し、必要に応じて本調査に反映する。

(4) 本邦企業、物流・港湾関連諸機関との意見交換

物流・港湾に関わるステークホルダー、特に民間企業、スリランカ及び現地の日本商工会議所、JETRO、SAGT(South Asia Gateway Terminals)、CICT(Colombo International Container Terminals)等関係機関と緊密に意見交換を行う。

(5) 今後の支援方針提言について

本調査では、各種情報の整理・課題分析に基づき、物流セクター開発に関する施策として、物流ハブ計画、コロンボ北港計画の検証を行いつつ、物流セクターの改善において取り組むべき課題および改善策を示した上で、JICAによる協力の方向性を検討し、JICAに提案する。

7. 調査内容

上記「6.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備作業およびインセプションレポートの説明・協議

(ア) 既存の関連資料等を踏まえた調査内容及び工程の検討

既存のデータ、報告書等について分析、検討を行い、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

(イ) インセプションレポートの作成

上記を踏まえ、調査に当たり必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏め、

インセプションレポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保する。

(ウ) インセプションレポートの説明

JICA が確認したインセプションレポートをスリランカ関係機関に説明する。

(2) 西部メガポリス計画における物流ハブ計画、コロンボ北港開発計画の確認

メガポリス西部開発省、SLPA 等政府関係機関に対してヒアリングを行い、西部メガポリス計画策定における前提、同計画における物流ハブ計画、コロンボ北港開発計画の位置付け、両計画に関する狙い、概要等詳細を確認する。物流ハブ計画、コロンボ北港開発計画が予定されている用地における現地踏査を通じて、計画用地の実態、開発に当たっての課題等について確認する。

(3) スリランカの物流セクターの現状にかかる情報収集・分析

(ア) 物流セクターに関する基本的データの収集・分析

スリランカの物流セクターに関する既存データ、報告書等の情報収集を行い、分析する。

(イ) スリランカ政府の物流セクター開発に関する政策、実績・計画の分析

スリランカ政府の物流セクター開発に関する政策、政府による実施済及び実施中の計画、将来の開発計画等について現状把握及び課題分析を行う。現状把握及び課題分析においては、輸送インフラ開発計画、産業政策、貿易政策（貿易促進に関する政策、WTO、FTA 等）、輸出入に関する税制、通関・物流に関する制度・実務、海外直接投資（FDI）投資促進政策等、物流セクター開発に関連する政策も合わせて整理を行う。

(ウ) ドナー・民間企業による物流セクター開発に関する実績・計画の分析

ドナーや民間企業等による実施済及び実施中の計画、将来の開発・投資計画等について現状把握及び課題分析を行う。

(エ) 物流に関する政府等の実施体制、法令・制度等のレビュー及び課題分析

物流に関するスリランカ政府等の実施体制、官民の主要ステークホルダーの分析、物流関連法令・制度について現状把握及び課題分析を行う。

(オ) 物流拠点としてのコロンボ港及び周辺地域の課題分析

コロンボ港について、港と物流に関する施設（保税倉庫、コンテナ重量検査所等）の位置関係、コロンボ港周辺における土地利用の状況、インフラ開発計画、ステークホルダーの関与状況等を明らかにし、物流拠点としてのコロンボ港が直面する課題について整理する。

(カ) 物流に関連する政府、民間企業等のステークホルダーのニーズ調査

物流に関連する政府関連機関や国内外の民間企業等にヒアリングを行い、物流のインフラ、法制度・実施体制等に関する課題、ニーズについて把握、分析を行う。特に現地で投資を行っている本邦企業等に対し、投資促進拡大に際してスリランカの物流セクターに関する問題意識、ニーズ等を聴取し、整理する。

(キ) 日本、海外における国際物流ハブ開発計画に関する参考例の整理

スリランカにおける国際物流ハブ開発計画の参考となる日本、海外の国際物流拠点

の取り組み、先行事例（インフラ開発、法令・制度、PPP 促進状況等）を整理する。

(ク) 国内物流ネットワークのレビュー及び課題分析

コロンボ港、バンダラナイケ国際空港をはじめとする国内の主要物流拠点を中心に、国際貿易のための物流ネットワークに関するインフラ（倉庫、積み替え施設等の物流インフラ、道路、港、空港、鉄道等の輸送インフラ等）の整備及び運営に関する現状及び将来開発計画について現状把握を行い及び課題分析を行う。課題分析においては、輸出加工区（Export Processing Zone、EPZ）開発等の産業開発における物流ネットワークの役割等、産業政策と物流ネットワーク整備との関係についても考慮する。

(4) コロンボ港を中心とする港湾セクターに関する現状把握及び課題分析

(ア) 全国港湾マスタープランに係る情報収集

現行全国港湾マスタープランのレビューを行い、ADB が支援を予定している将来の全国港湾マスタープランの策定状況、方向性について確認する。

(イ) コロンボ港開発計画の確認及び将来貨物取扱能力の検討

現在予定されているコロンボ南港及び道路等輸送インフラの開発計画、民間投資の状況について確認を行い、コロンボ港の将来予想される貨物取扱能力について検討を行う。また、スリランカの電力開発に関する議論を確認し、燃料（LNG、石炭、石油）等の輸送拠点に関する議論がコロンボ港開発に与えるインプリケーションを整理する。

(ウ) コロンボ港以外の主要港湾拠点の役割、整備状況、開発計画の確認

トリンコマリー港、ハンバントータ港を中心に、主要港湾開発に関する政策の方向性、港湾ネットワークにおいて各港が果たす役割、各港施設の整備状況、今後予定されている開発計画について確認を行う。その上で、コロンボ北港についての検証を行う。

(5) 国際・国内物流実態調査

(ア) 国際物流の動向把握

スリランカを取り巻く国際的な物流（海運、空運）の動向、国際的なサプライチェーンの動向を踏まえ、スリランカで取り扱われる国際物流量の現状について把握する。

(イ) 国内物流量の把握

国内 OD（Origin-Destination）表の作成のため、国際的な物流動向、国内の経済・産業等の実態を踏まえ、コロンボ都市圏を中心とした国内主要物流ネットワークにおける物流量の現状について調査する。特に、国際物流との関連の深い国内物流を中心に確認を行う。具体的には、主要港湾（コロンボ港、トリンコマリー港、ハンバントータ港）、バンダラナイケ空港、及び主要 EPZ（12 か所）、その他主要物流拠点（5 箇所以内）を結ぶ区間を中心として貨物の物流実態調査を実施する。なお、最終的な OD 表の区間は JICA と協議の上、決定する。

(6) 国際・国内物流量の将来推計

(5)の結果等を踏まえ、主要貨物毎に国際・国内のOD表を作成し、スリランカにおける国際物流量・国内物流量の将来推計を行う。物流拠点の検討に当たっては、コロンボ港、トリンコマリー港、ハンバントータ港等の主要港湾を中心に、これら港湾で取り扱われる貨物関連データの分析と需要予測も行う。

(7) インテリムレポートの作成・説明・協議

(6)までの調査結果及び(8)以降の調査方針をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、必要に応じて同国側関係機関と協議を行う。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。

(8) 物流セクターに関する法令・制度、開発計画等に関する提言

上記調査結果を踏まえ、以下の点に留意し、物流セクターに関する政策制度、開発計画に関する提言を行う。

(ア) 国内外の物流動向を踏まえた、物流セクター開発の方向性

(イ) 主要物流拠点が果たすべき役割

(ウ) 法令・制度

(エ) 実施体制

(オ) Public-Private Partnership (PPP) 促進

(カ) 物流ネットワークの改善に必要な方策(ハード、ソフト)の方向性

(キ) 物流セクター開発における本邦企業による投資の促進策

(9) 港湾セクターに関する提言及びコロンボ北港開発計画の検証

(ア) コロンボ港、トリンコマリー港、ハンバントータ港を中心に、予想される物流量と各港湾施設開発計画を照合し、港湾ネットワークにおいて各港が果たすべき役割、今後の港湾ネットワーク開発の方向性に関する提言を行う。

(イ) コロンボ港において見込まれる貨物、貨物以外の需要等を踏まえ、コロンボ北港開発計画について検証を行う。

(10) 物流ハブ開発に関する検証

特に以下の点に留意しつつ、西部メガポリス計画に示される物流ハブ開発の妥当性について検討を行い、提言を行う。

(ア) 物流ハブのニーズ、事業内容、開発の方向性、経済効果

(イ) 物流ハブ実現に必要なインフラ及び投資規模

(ウ) 物流ハブ実現に必要な法令・制度改革の方向性

(エ) 物流ハブ実現に向けた課題及び対応策(民間セクターの役割、本邦企業含む民間投資促進の方策、環境社会配慮等の留意点を含む)

(オ) 物流ハブ実現に向けたロードマップ

(11) 優先プロジェクトの提案

物流セクター開発において、現在計画中のプロジェクト及び今後必要な対応策を踏まえて、ODA、民間投資（PPP 含む）等を通じて実施される優先的に取り組むべきプロジェクトを検討する。それぞれのプロジェクトに対して、プロジェクト内容、予算規模、資金スキーム、実施効果、時期・期間、実現までのプロセス、実施体制等を検討する。ODAプロジェクトの場合は、今後の資金協力（円借款、海外投融資）及び技術協力を念頭において事業実施計画を作成するために必要となる情報を含むものとする。

この際、短期・中期・長期それぞれの時間軸で優先される取り組みの優先付けを行い、短期的に優先度の高い取り組みについては、具体的な協力内容を以下の点から整理する。特に、本邦企業の関与が期待される点についても重点的に考慮し、本邦企業の関与促進に向けた提言も合わせて行う。

- (ア) 事業目的及び必要性
- (イ) 事業概要
- (ウ) 事業実施体制・運営維持管理体制
- (エ) 事業実施に際しての留意点（環境社会配慮等）

(12) ドラフトファイナルレポートの作成・説明・協議

(11) までの調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。JICA の確認を得た上で、メガポリス西部開発省、SLPA 等の関係機関に説明・報告する。

(13) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するスリランカ側関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記(エ)ファイナルレポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。各報告書についてのスリランカ政府に対する説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成する(エ)ファイナルレポート以外の報告書については、以下に示す部数は想定部数であり、スリランカ側関係機関への説明、国内の会議等に際し追加的に必要な部数は別途用意すること。

(ア) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2016年12月中旬を想定）

部数：英文21部（JICA6部、スリランカ関係機関15部）

(イ) インテリムレポート

提出時期：2017年2月中旬

部数：英文21部（JICA6部、スリランカ関係機関15部）

(ウ) ドラフトファイナルレポート

提出時期：2017年5月下旬

部 数：英文21部（JICA6部、スリランカ関係機関15部）
和文6部（JICA）

(エ) ファイナルレポート

提出時期：2017年6月下旬

部 数：英文（製本版）21部（JICA6部、スリランカ関係機関15部）
英文（製本版のCD-R）20部（JICA5部、スリランカ関係機関15部）
和文（製本版）6部（JICA）
和文（CD-R）5部（JICA）

(2) その他提出物

(ア) コンサルタント業務従事報告

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(イ) 協議録等

同国政府との各調査報告書説明にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに JICA に提出すること。JICA スリランカ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5日前までに配布資料を JICA に提出すること。

(ウ) 収集資料

本件調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部 数：2部

(エ) デジタル画像集

現状が把握できる現場写真または映像資料を JICA へ提出する。

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、ドラフトの段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書のスリランカ政府・政府機関への説明の際には先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ ファイナルレポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・ 報告書等の印刷・電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照すること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2016年12月初旬より開始し、2017年6月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は下図を想定しているが、より効率的かつ効果的な行程があれば、プロポーザルにて提案すること。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA南アジア部及びスリランカ関係者と協議の上で変更することがある。

| 月次 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-----------|------|-----------|-----|----|-----------|----------|
| 国内作業 | □□ | | □□ | □ | □□ | □□□ | □□□□ |
| 現地業務 | | ■■■■ | ■■ | ■■■ | ■■ | ■ | |
| 報告書 | ▲ IC/R | | ▲ IT/R | | | ▲ DF/R | ▲ F/R |

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report,
F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

約 18M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (ア) 総括／総合物流計画（2号）
- (イ) 港湾計画／港湾運営（3号）
- (ウ) 物流制度／物流拠点計画（4号）
- (エ) 物流量分析・予測
- (オ) 海上物流
- (カ) 港湾施設設計
- (キ) 航空輸送計画

(3) 現地コーディネーター等の現地備上

スリランカ関係機関との連絡調整や、調査の円滑な実施のため、現地コーディネーター等の備上を行う場合、その経費については見積りに計上すること。

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、経験・知識を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこととする。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を可能な限りで行うこと。

同業務にかかる経費については、数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費については参考見積もりとし、分けて見積もること。

* 国内物流量の把握（第2 7. 調査内容（5）（イ））

4. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、政府関係機関からの便宜供与は想定していない。ただし、本調査実施にあたり、JICA から主な調査対象機関へ、調査内容・実施スケジュールを通知する予定。アポイントメント取得はコンサルタントの責任のもと行うが、困難な場合は JICA スリランカ事務所が円滑な調査実施のための支援を行う。

5. 参考資料

- ・「スリランカ国スリランカを中心とした国際物流に係る情報収集・確認調査」（2012年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000027743.pdf>
- ・「南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査」（2016年）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025656.html>
- ・スリランカ メガポリス西部開発省「西部メガポリス計画」
<http://www.megapolis.gov.lk/downloads.php>

6. その他留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所から十分な情報収集を行うとともに、現地業務に先立ち、外務省が運営する「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して日本政府の情報提供を受ける他、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAスリランカ事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上